

窓口用封筒仕様書

1 概要

- (1) 窓口用封筒を製作し、無償で提供すること。
- (2) 提供期間は令和9年2月1日から令和10年1月31日までの1年間とし、期間内の提供は1製作者に限る。
- (3) 窓口用封筒の両面共に、2分の1以上の面積に市の指定する文字及び図柄等を印刷できること。
- (4) 提供期間内に窓口用封筒の掲載内容等に変更が生じた場合、製作者は市が指定する期間内に訂正版を再提供すること。
- (5) 製作者は、窓口用封筒の設置場所の増設等について市から要請があった場合、速やかに対応すること。
- (6) 広告は、窓口用封筒の両面共に、2分の1未満の面積にすること。
- (7) 広告主の募集及び広告内容は、市が広告主に寄附協賛を媒介しているような誤解等を招かないものとする。
- (8) 窓口用封筒の製作及び市への提供に関して、障害、苦情等への対応は、製作者が責任をもって行うこと。
- (9) 窓口用封筒又は掲載された企業に問題が生じた場合は、速やかに窓口用封筒を全品回収し、改訂版を再提供するまで代替する窓口用封筒を提供すること。
- (10) 協賛広告主の一覧等は10月末日までに提案すること。

2 設置及び納入場所

- (1) 窓口用封筒の設置場所は、次のとおりとする。
 - ア 西東京市役所田無庁舎市民部市民課窓口 西東京市南町五丁目6番13号
 - イ 西東京市役所保谷庁舎市民部市民課窓口 西東京市中町一丁目5番1号
 - ウ 西東京市役所田無庁舎市民部市民税課窓口 西東京市南町五丁目6番13号
 - エ 西東京市役所田無庁舎市民部資産税課窓口 西東京市南町五丁目6番13号
 - オ 西東京市役所田無庁舎市民部納税課窓口 西東京市南町五丁目6番13号
 - カ 西東京市柳橋出張所 西東京市新町一丁目4番25号
 - キ 西東京市ひばりヶ丘駅前出張所 西東京市住吉町三丁目10番25号
- (2) 納品場所は、西東京市役所田無庁舎市民部市民課、西東京市役所保谷庁舎市民部市民課、西東京市役所田無庁舎市民部市民税課、西東京市柳橋出張所及び西東京市ひばりヶ丘駅前出張所とする。

3 大きさ、数量等

- (1) 窓口用封筒の大きさは、次の2種類とする。
 - ア おおむね横16センチメートル・縦24センチメートルのものであること。
 - イ おおむね横24センチメートル・縦33センチメートルのものであること。
- (2) 窓口用封筒の数量は、次のとおりとする。

前号アについてはおおむね8万枚とし、イについてはおおむね2万枚とする。

(3) 窓口用封筒は、可能な限り再生紙であること。ただしやむを得ない場合はこの限りではない。

4 広告内容

窓口用封筒の製作に当たっては、市長と協議し同意を得ることとし、次に該当する広告主、広告内容等は、窓口用封筒の広告に使用してはならない。

- (1) 法令の規定に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 市の信用若しくは品位を害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 個人の氏名を宣伝するもの
- (5) 政治、宗教、外交、社会問題等に係るもの
- (6) 暴力、脅迫その他非合法な行為に係るもの
- (7) 差別、偏見等を助長するおそれがあるもの
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) その他窓口用封筒に掲載する広告として適当でないもの

5 納期

- (1) 納期は、令和9年1月26日とし、同日に市が指定する数量の窓口用封筒を提供できること。
- (2) 窓口用封筒に不足が生じたときは、市が指定する数量及び期間内に窓口用封筒を提供できること。

6 申出事項等の変更及び申出書の記載事項の変更

窓口用封筒等に変更が生じるときは、市長に報告し、又は市長と協議をすること。

7 状況報告

市長は、窓口用封筒の管理等に関し、製作者に報告を求めることができる。

8 提供の中止

市長が封筒の提供について適当でないと認めたときは、提供を中止することができる。

9 要綱の遵守

西東京市市民部窓口用封筒の製作及び提供に関する要綱（平成17年1月7日付16西市市第357号市長決裁）を遵守すること。

10 その他

この仕様書に定めがないものについては、製作者と市長が協議して定める。